

一般財団法人日欧産業協力センター賛助会員規約

(2024年4月制定・2025年6月最終改訂)

1. 賛助会員の資格

当面の間、賛助会員は原則として在日本の企業・団体（外資系を含む）・個人に限定させていただきます。お申込み後、一般財団法人日欧産業協力センター（以下 EUJC）より承認されると賛助会員となることができます。また、パスワードを送付いたします。

下記の賛助会員メリットは賛助会員企業のグループ子会社の方も対象となります。

当面 EU 関係、日欧政府関係の方々は下記メリットを享受することができます。

なお、申込書の虚偽記載、反社会的勢力との関係、EUJC 関係情報・活動の不正使用等 EUJC が不適当と判断した場合は会員資格の不承認、取消しを行う場合があります。

2. 賛助会員のメリット

1. EUJC 政策セミナーの優先登録（オンサイトの場合）、事後の録画視聴、資料閲覧

オンサイト・セミナー開催時、賛助会員は優先的に登録することができます。また、賛助会員は、当センターHP にて当日の録画ビデオおよびプレゼン資料の閲覧が可能となります。なお、EU 関係の方々は引き続き録画視聴、資料閲覧可能です。

2. EU ポリシー・インサイトの全文受信・閲覧

EU の政策について日本の産業界の視点に沿う解説・分析レポート「EU ポリシー・インサイト」の全文受信・閲覧が可能です。

3. その他 EUJC 事業等に関する相談

EUJC で行っている EU 企業とのビジネスマッチングの機会の提供等のビジネス支援サービス、インターン生の日 EU 間の相互派遣等の人材育成事業、ホライズン・ヨーロッパ・プログラムでの共同研究機会情報の提供等の科学技術・イノベーション促進の活動等に関して、賛助会員のご事情に応じて、これら事業の活用法等についてご相談に応じさせていただきます。

3. 賛助会費・会期

賛助会費は、1 口 10 万円/年とし、大企業は 2 口（20 万円／年）以上、中小企業^注は 1 口（10 万円／年）以上、個人は 2 万円でお願いいたします。個人会員は学生、リタイアされた方を想定しております。

入会時期は、当センターからの請求にもとづき速やかに会費納入がなされることを前提に、賛助会員が入会申込書に記載した日付を初日とし、その後の 12 カ月が会期となります。

退会の場合、既納いただいている会費は返還いたしません。

なお、EUJC は一般財団法人であり、税制上の優遇措置を受けることのできる公益法人ではありません。

（注）[中小企業・小規模企業の定義](#)をご参照ください。

4. 会員資格の更新

会期満了日の 1 カ月前までに賛助会員または EUJC から相手に対し書面による特段の意思表示がない限

り、会期を1年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。また、会期の自動更新後30日間、特段の意思表示がなくかつ賛助会費の入金がない場合は会員資格を喪失することがあります。

5. 著作権等

別段の定めのない限り、EUJC関係の情報、コンテンツに関する著作権その他の知的財産権はEUJCに帰属します。

賛助会員がこれら情報を無断使用することはできません。

6. 規約の変更

EUJCは事情により本規約を変更することができます。その場合、HP上で変更内容を掲示し、それをもって規約変更の通知が完了したものとします。